

第24回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

- ・事業の経過及び成果
- ・直前3事業年度の財産及び損益の状況
- ・対処すべき課題
- ・主要な事業内容
- ・主要な事業所
- ・使用人の状況
- ・主要な借入先の状況
- ・その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・株式の状況
- ・新株予約権等の状況
- ・会社役員の状況
- ・責任限定契約の内容の概要
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- ・社外役員に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

第24期

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

企業集団の現況

当連結会計年度の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日まで）におけるわが国経済は、歴史的な円安等の影響による原材料高を起因とする財・サービスの値上げや、首相交代及び衆院選後の各種政策の修正、米国の大統領選後の世界経済への影響など、不確実性のある状況が続いており、引き続き経営判断が難しい経済環境となっております。一方で、円安の影響によるインバウンド需要の急激な回復や好調な企業収益と雇用所得の改善、積極的な設備投資、またDX投資や中小企業の人手不足に対応する省力化投資などにより、今後も全体として内需主導のもと景気は緩やかな回復に向かっております。このような経済環境のもと、当社グループは持続的な成長を実現するため、国内・海外とも、引き続きWebによる面談、コンサルティング等を積極的に取り入れるとともに、AI（人工知能）やIT（情報技術）を活用したデジタル接点の強化を図り、お客様の利便性向上に努めてまいりました。

当社グループは「お客様の利益創出に最善を尽くす～Doing Our Best On Your Behalf～」を企業理念に掲げ、保険契約の募集・締結からアフターフォローにいたるまで全て一貫したサービスを提供しております。「保険の「あんしん」は人で完成する。」というブランドメッセージのもと、お客様が「あんしん」して保険に加入し続けられる社会の実現を目指しており、「企業が売りたい商品・サービス」ではなく、「お客様にとって本当に必要な商品・サービス」を提供することを軸に事業を行っております。また、経営の存続が難しい中小保険代理店を積極的に受け入れ、「保険代理店支援プラットフォーム」という仕組みを通じて、営業・事務両面からのサポート体制の構築、勉強会の開催、E-Learningを活用した研修支援、FP・AFP資格を持った営業社員による同行支援等を行い、保険業法や各保険会社の規則に則った保険契約更新や募集行為の継続をサポートしております。このような取り組みを通じて、効率的にマーケットの拡充を図っております。

当連結会計年度は、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の合流もあり、同年度末で拠点数は国内外合わせて74拠点となりました。また、グループ全体の営業社員数は、当連結会計年度末で1,142人となりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は、Webによる面談、コンサルティング等を積極的に取り入れて、メール、LINE、Web等を活用したデジタル接点の強化を図り、お客様の利便性向上に努めてきたことにより、8,161,281千円（前連結会計年度比130.1%増）となり、営業利益は143,014千円（前連結会計年度比7.7%減）となりました。

経常利益は、受取補償金2,640千円を営業外収益に計上し、支払利息12,521千円を営業外費用に計上した結果、133,551千円（前連結会計年度比13.5%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、事務所移転に伴う減損損失5,517千円を特別損失に計上した結果、53,355千円（前連結会計年度比47.8%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

・国内事業

当社ビジネスモデルの根幹でもある事業承継については、東京、愛知、大阪、愛媛のエリアを中心として取り組みが進展しました。事業承継の取り組みにより募集人が当社に合流し、募集人が保有する保険契約の譲り受け合流に伴う保険契約の譲り受けを通じて、損害保険の売上は順調に推移しました。また、生命保険については、引き続き販売力向上のための募集人育成の強化を図り、損害保険のご契約者様に対するクロスセルの推進、法人契約の推進に注力してまいりました。一方で、合流した募集人を支援する「保険代理店支援プラットフォーム」について、より一層の組織体制と運営体制の強化を図るため、人員の増強や「ほけチョイス」等のシステム強化に取り組んでまいりました。

また、2024年4月に株式取得したファイナンシャル・ジャパン株式会社の損益が、新たに連結対象となりました。

この結果、同事業の当連結会計年度における営業収益は7,834,164千円（前連結会計年度比136.3%増）となり、セグメント利益は101,675千円（前連結会計年度比9.4%減）となりました。

・海外事業

米国においては、新規保険獲得件数が増えたことや、既存の法人顧客の売上拡大に伴う保険料の増加、既存の法人顧客・個人顧客へのクロスセルなどにより、営業収益が大幅に増加いたしました。また、体制強化のために人員補強やシステム関連の強化を行いました。

この結果、同事業の当連結会計年度における営業収益は327,116千円（前連結会計年度比41.0%増）となり、セグメント利益は31,876千円（前連結会計年度比24.3%減）となりました。

<事業別の営業収益>

事業区分	第23期 (2023年12月期)		第24期 (2024年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内事業	3,315,446千円	93.5%	7,834,164千円	96.0%	4,518,718千円	136.3%
海外事業	232,026	6.5	327,116	4.0	95,090	41.0
合計	3,547,472	100.0	8,161,281	100.0	4,613,809	130.1

直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第21期 2021年 12月期	第22期 2022年 12月期	第23期 2023年 12月期	第24期 2024年 12月期 (当連結会計年度)
営業収益(千円)	2,905,953	3,267,913	3,547,472	8,161,281
経常利益(千円)	219,303	187,780	154,402	133,551
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	155,188	112,401	102,197	53,355
1株当たり当期純利益(円)	78.94	56.87	44.00	22.97
総資産(千円)	1,502,801	1,904,660	2,148,270	5,208,348
純資産(千円)	763,755	1,095,635	1,209,776	1,308,575
1株当たり純資産(円)	388.48	473.07	520.81	551.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。
2. 当社は、2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 2021年 12月期	第22期 2022年 12月期	第23期 2023年 12月期	第24期 2024年 12月期 (当事業年度)
営 業 収 益 (千円)	2,586,478	2,921,835	3,136,410	3,324,056
経 常 利 益 (千円)	130,937	91,713	37,485	67,582
当 期 純 利 益 (千円)	92,149	47,220	21,362	32,007
1 株当たり当期純利益 (円)	46.87	23.89	9.20	13.78
総 資 産 (千円)	1,150,318	1,459,079	1,588,960	2,565,804
純 資 産 (千円)	662,611	915,912	941,256	1,000,902
1 株当たり純資産 (円)	337.04	395.47	405.21	419.05

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。
2. 2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

対処すべき課題

① コンプライアンス推進及び内部統制の強化

当社は、昨今金融庁の有識者会議などでも議論されている、保険業法の改正等に伴う体制整備の向上や、保険代理店として求められる業務品質レベルがさらに高まる中、業界再編の動きに適切に対応していくことが重要だと考えております。お客様本位の業務運営方針（フィデューシャリー・デューティ）に則り、業務品質、募集品質の更なる向上を図るとともに、改正保険業法で求められる体制整備の強化に取り組んでまいります。さらに、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を目的に、透明で健全性の高い企業経営を目指し、内部統制の強化を図ります。

② 継続的な人財の確保と育成

M&A及び事業承継を通して事業が拡大していく上で、各拠点における人財の採用と育成は引き続き重要課題です。人財採用につきましては、ブランディング強化を行うとともに、リファラル採用にも積極的に取り組み、当社のミッション、ビジョンに共感できる優秀な人財、特に将来の部支店のリーダーとなりうる営業人財、営業サポート人財の採用に注力いたします。

人財育成におきましては、社内研修制度「Agent Business School」にて目指すべき人財レベルを定め、全部署におけるスタンダードレベルの向上を図ります。また、財産管理を軸としたFPコンサルティングは、他社との差別化を図る上で必須のスキルであるため、「AFP（※）資格支援制度」を制定し、AFP認定者をより輩出してまいります。

③ デジタル戦略の強化

当社は、デジタル戦略を強化し、顧客データの戦略的活用、財務・会計との連携強化を図るべく、基幹システムの改良を行ってまいりました。合流いただく会社やパートナーとのシナジー効果等を発揮できるよう、今後においても更なる改良を重ね、より一層の生産性向上を図ります。現在、既存のお客様に展開している保険診断アプリ「ほけちょイス」の活用範囲拡大及び更なる改良を通じて、損害保険から生命保険へのクロスセルを促進してまいります。そして、Web等を活用したオンライン商談（非対面募集）や募集人とのWeb面談による活動管理、E-Learningシステム等を活用した教育を推進して非対面ならではの利便性を追求した営業活動の変革を図ります。

④ システムリスクへの対応

当社は生産性向上の観点より当社基幹システムの改修によるレベルアップを通じて、データベース・マーケティングによる営業活動を推進することとしておりますが、当社が保有する顧客情報の保護のためにシステムの安全性の確保と強化は重要な課題です。当社は、世界的にセキュリティレベルに定評のあるアマゾンウェブサービス（AWS）を利用して顧客情報を管理しておりますが、不正アクセス等のサイバー攻撃が想定されるリスクは完全にゼロにすることはできないとの認識のもと、各種のセキュリティ対策を実施するとともに定期的な運用の見直しを行っております。

⑤ 事業承継マーケットの競争への対応

昨今、保険代理店をめぐる統廃合の動きは加速しており、業界他社と、事業承継ビジネスにおいて競合するケースが一定程度発生しています。当社は、「保険代理店支援プラットフォーム」の強みである強力なサポート体制を構築して事業承継を展開しておりますが、競争環境において、業界他社を上回る成長を実現するために、「保険代理店支援プラットフォーム」の更なる体制強化に加え、合流候補代理店へ訴求できるような企業ブランディングの強化に取り組んでまいります。

⑥ 財務上の課題

当社は、主として株式取得資金のほか運転資金の充実化を目的とした金融機関から借り入れはあるものの、基本的に自己資金及び営業キャッシュ・フローによる安定的な財務基盤を確保しております。今後も成長戦略の展開に伴い、内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務体質を強化するとともに、株式市場からの必要な資金の確保と、金融機関からの融資等により多様な資金調達を図ってまいります。

※ AFP・・・Affiliated Financial Plannerの略で、日本FP協会が認定するファイナンシャルプランナーの国内民間資格のことを指します。

主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
国内事業	日本国内における保険代理店業
海外事業	海外における保険ブローカー業

主要な事業所（2024年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都新宿区
本社営業部	東京都新宿区
東京東支店	東京都墨田区
本社営業部 春日部支社	埼玉県春日部市
川崎支店	神奈川県川崎市中原区
茨城支店	茨城県水戸市
神奈川北支店	神奈川県相模原市中央区
神奈川支店	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
東京北支店	東京都豊島区
東京西支店	東京都立川市
愛知支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府吹田市

札幌支店	北海道札幌市中央区
仙台支店	宮城県仙台市若林区
仙台支店 福島支社	福島県福島市
宮城北支店	宮城県登米市
別大支店	大分県大分市
別大支店 愛媛支社	愛媛県松山市
別大支店 中津支社	大分県中津市
別大支店 日田支社	大分県日田市
鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市

②ファイナンシャル・ジャパン株式会社

本社	東京都千代田区
札幌支社	北海道札幌市中央区
札幌第一支社	北海道札幌市中央区
札幌第二支社	北海道札幌市北区
旭川サテライトオフィス	北海道旭川市
仙台支社	宮城県仙台市青葉区
首都圏第一支社	東京都品川区
首都圏第二支社	埼玉県さいたま市大宮区
東京第一支社	東京都品川区
宇都宮支社	栃木県宇都宮市
高崎サテライトオフィス	群馬県高崎市
船橋支社	千葉県船橋市
神田支社	東京都千代田区
横浜支社	神奈川県横浜市中区
横浜馬車道支社	神奈川県横浜市中区
長岡支社	新潟県長岡市
新潟サテライトオフィス	新潟県新潟市東区
金沢支社	石川県金沢市
福井支社	福井県福井市
静岡支社	静岡県静岡市葵区
浜松支社	静岡県浜松市中央区
名古屋支社	愛知県名古屋市中区
名古屋第一支社	愛知県名古屋市西区
名古屋第二支社	愛知県名古屋市中村区
岐阜支社	岐阜県岐阜市
京都支社	京都府京都市下京区
奈良支社	奈良県奈良市
近畿第一支社	大阪府吹田市
関西支社	大阪府大阪市淀川区
大阪支社	大阪府大阪市淀川区
大阪北支社	大阪府大阪市淀川区
梅田支社	大阪府大阪市北区
芦屋支社	兵庫県芦屋市
神戸支社	兵庫県神戸市中央区

姫 路 支 社	兵庫県姫路市
岡 山 支 社	岡山県岡山市北区
岡山第一サテライトオフィス	岡山県岡山市北区
倉敷サテライトオフィス	岡山県倉敷市
福 山 支 社	広島県福山市
広 島 支 社	広島県広島市中区
山 口 支 社	山口県山口市
高 松 支 社	香川県高松市
新 居 浜 支 社	愛媛県新居浜市
松 山 支 社	愛媛県松山市
高 知 支 社	高知県高知市
四 万 十 支 社	高知県四万十市
福 岡 支 社	福岡県福岡市中央区
佐 賀 支 社	佐賀県佐賀市
長 崎 支 社	長崎県長崎市
大 分 支 社	大分県大分市
熊 本 支 社	熊本県熊本市北区
鹿 児 島 支 社	鹿児島県鹿児島市
沖 縄 支 社	沖縄県那覇市

③その他子会社

株式会社保険ショップエージェント	熊本県熊本市
Agent America, Inc.	米国カリフォルニア州トーランス、カリフォルニア州サンノゼ、テキサス州フリスコ、ジョージア州マリエッタ

使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国 内 事 業	261 (1,096) 名	113名増 (778名増)
海 外 事 業	11 (5)	4名増 (3名増)
合 計	272 (1,101)	117名増 (781名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。委任型・雇用型の執行役員を含む）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員、契約社員）は最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて117名増加しましたのは、2024年4月1日付でファイナンシャル・ジャパン株式会社を連結子会社化したことが主な理由です。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
141 (342) 名	3名減 (26名増)	38.4歳	5.6年

- (注) 使用人数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。委任型・雇用型の執行役員を含む）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員）は最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

主要な借入先の状況
 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,039,708千円
株式会社東日本銀行	150,000千円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の現況

株式の状況（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 7,864,000株
- ② 発行済株式の総数 2,323,000株 (自己株式152株を含む)
- ③ 株主数 524名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	791,500株	34.07%
株 式 会 社 ザ ・ フ ァ ー ス ト ド ア	455,600	19.61
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	196,000	8.44
宮 脇 邦 人	87,000	3.75
川 野 潤 子	66,650	2.87
株 式 会 社 M F T r u s t L e a d	58,000	2.50
伊 藤 真 吾	50,000	2.15
一 戸 敏	44,400	1.91
高 橋 真 喜 子	35,500	1.53
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	35,000	1.51

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2024年3月27日
新株予約権の数		1,249 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 124,900 株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 144,500 円 (1株当たり 1,445 円)
権利行使期間		2026年4月12日から 2034年3月27日まで
行使の条件		(注) 2
役員 保有状況 (注) 1	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 420 個 目的となる株式数 42,000 株 保有者数 2 名

(注) 1. 社外取締役（監査等委員である社外取締役を含みます。）には新株予約権を付与しておりません。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2024年3月27日
新株予約権の数		1,249 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 124,900 株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 144,500 円 (1 株当たり 1,445 円)
権利行使期間		2026年4月12日から 2034年3月27日まで
行使の条件		(注) 2
使用人等への 交付状況 (注) 1	当社使用人	新株予約権の数 456 個 目的となる株式数 45,600 株 交付対象者数 36 名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 373 個 目的となる株式数 37,300 株 交付対象者数 3 名

(注) 1. 当社子会社の取締役を兼任している当社使用人2名については、子会社の役員及び使用人として記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社役員の状況

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重 要 な 兼 職 の 状 況
社外取締役 栗 原 喜 子	篠崎綜合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会委員
社外取締役 渡 邊 徳 人	株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社クムナムエンターテインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社エアサイド 取締役 株式会社キャラット 社外取締役 WIA税理士法人 税理士
社外取締役 (常勤監査等委員) 長 島 芳 明	株式会社保険ショップエージェント 監査役
社外取締役 (監査等委員) 橘 内 進	橘内公認会計士事務所 代表 Asia Alliance Partner Co., Ltd. 代表取締役 加賀電子株式会社 監査役
社外取締役 (監査等委員) 二 木 洋 美	NR虎ノ門法律事務所 弁護士 NPO法人きずなメール 理事 NPO法人Fine 監事

(注) その他の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 栗原喜子	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席しました。弁護士として法律に関する専門的な知識及び実務経験等を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から経営の監督機能の強化に資することを期待しております。関連法令と社内規程との抵触の問題、内部統制やリスク管理体制の整備、関連当事者との間の利益相反の管理等について、問題提起を行い事実関係について説明を求めるなどして、適法性の確認や、問題がある場合にはその旨を指摘する役割を担う等、当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 さらに、全監査等委員との面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。
社外取締役 渡邊徳人	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席しました。税理士等としての税務、財務及び会計に関する高い見識・専門性と豊富な経験、及び上場会社の代表取締役としてガバナンス体制を自ら牽引して構築してきた経験を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から当社のより一層のガバナンス強化に資することを期待しております。上場会社に求められる適切なガバナンス体制を構築するうえで有用な助言を行う等、当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、本委員会の議事進行を行うとともに、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 さらに、全監査等委員との面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (常勤監査等委員) 長 島 芳 明	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席しました。長年にわたり記者、編集者として数多くの企業の取材・調査を行ってきた経験により、企業のマネジメント、コンプライアンス、財務、会計、人事に関する豊富な知識を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場で社外取締役（常勤監査等委員）として監査体制の強化や専門的な見地から適宜助言等を行っております。 当事業年度において開催された監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。また、常勤監査等委員として当社全部門への往査を実施するとともに、社内重要会議への出席、稟議書類の査閲、交際費費消状況監査を都度行い、それらの結果について、毎月開催する監査等委員会において報告・共有を行っているほか、代表取締役社長との面談を月1回、取締役(社外取締役を含む)との面談も不定期で行っております。期末監査については、計算書類の監査を行うとともに、業務監査、内部統制監査の結果を監査報告としてまとめ、監査等委員会にて審議・決議しております。さらに、監査の質的向上を図る為、監査等委員・内部監査部・会計監査人との三様監査ミーティングを四半期に1回行っております。 取締役会では、監査等委員会での審議・決議内容の報告を行っているほか、取締役会でのその他の決議事項についても積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。常勤監査等委員として、役員の指名・報酬に関する事項について監査等委員会と業務執行側との意見交換並びに監査等委員会としての意見形成に寄与し、役員の指名・報酬に関する監督機能の強化に資する役割も担っております。 さらに、監査等委員でない取締役と全監査等委員の面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 橘 内 進	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席しました。公認会計士として専門的な知識及び実務経験等と、上場会社の社外監査役としての経験を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から社外取締役 監査等委員として監査体制の強化や専門的な見地から適宜助言等を行うことを期待しております。特に、上場会社のコーポレート・ガバナンス、財務会計、グローバルの分野においては、他の取締役の意思決定や監査等委員の監査等の補助・参考になるような情報提供やアドバイスの役割を期待しております。取締役会での当社の四半期及び月次の決算報告や当社のガバナンス体制に対して適宜助言等を行っております。当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 当事業年度において開催された監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。また、監査の質的向上を図る為、監査等委員・内部監査部・会計監査人との三様監査ミーティングを四半期に1回行っております。 さらに、監査等委員でない取締役と全監査等委員の面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 二 木 洋 美	2024年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席しました。法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、一般民事、金融会社の法務コンプライアンス対応を含む企業法務等の専門性の高い分野の案件を多く扱ってきたご経験と、外国人ローヤリングネットワークに所属し、渉外案件を多数対応している弁護士としてのグローバルな見地から、取締役会や監査等委員会のみならず折々での有益な意見陳述に期待すると同時に、長島常勤監査等委員の監査報告等に適宜助言を行うことを期待しております。当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、2024年3月27日就任以降、当事業年度において開催された監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、監査の質的向上を図る為、監査等委員・内部監査部・会計監査人との三様監査ミーティングを四半期に1回行っております。 さらに、監査等委員会の他に、監査等委員でない取締役と全監査等委員の面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,175千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,175

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「デューデリジェンス調査対応業務」についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、原則として月1回開催される取締役会において、当社における重要な経営課題について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、常勤取締役・常勤監査等委員・上級執行役員・執行役員・国内子会社取締役社長で構成されるイノベーション会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等についての検討・審議を行う。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、取締役及び独立性を有する社外役員である委員3名以上で構成される指名・報酬委員会における助言・提言を得ることで、経営の客観性・透明性を確保する。
- ロ. 当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- ハ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するに当たり「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を遵守し、また「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に違反する行為を未然に防ぎ、是正するため、「内部通報規程」に基づく通報窓口を設ける。当該通報窓口につき、通報者の匿名性を確保するとともに、通報を行ったことを理由とした通報者への不利益な扱いを禁ずる。
- ニ. 定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令、定款及び各種規程の遵守並びに浸透を図る。遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。
- ホ. 適切なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ヘ. 当社全体の横断的なコンプライアンス体制の整備・強化及び問題点の把握に努めること、又会社全体におけるリスク管理体制の整備及び見直し、リスク情報の集約並びに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員長は代表取締役社長とする。

② 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 事業活動に際し当社全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
- ロ. 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき、各取締役の職務分掌権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ハ. 職務執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規則に基づく組織機構の変更を行うことができる。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、重要事項について当社へ報告し承認を求めさせるとともに、当社と定期的に経営管理情報、危機管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を整備させる。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社で策定した「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の適用範囲に基づき、子会社におけるリスク管理体制を構築し、その有効性について定期的にレビューを行う。

- ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、子会社に対し、連結ベースにて経営計画を策定させ、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。
- 二. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社は、子会社に対し、原則として取締役及び監査等委員を派遣し、当該取締役及び監査等委員が子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。また、子会社の業務活動全般も当社の内部監査部による内部監査の対象とする。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。
- また、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と取締役会が協議の上、補助する使用人を置く。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 監査等委員会は監査等委員でない取締役から独立した組織とする。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び人事考課については事前に監査等委員会の意見を聴取し、同意を得るなどの方法により、業務執行者からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に従い、職務を遂行し、適切な監査が行われるよう努める。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。
- また、当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、速やかに報告、情報提供を行うものとする。
- 当社は、本項目に定める報告等が行われたことを理由として、当該報告等を行った者をいかなる意味においても不利益に取り扱わないものとする。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要と認める費用について、前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員である取締役は、必要に応じて、イノベーション会議等の重要な会議に出席することにより、当社の財務状態、事業の状況、法令遵守状況等を自ら確認することができる。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 適正な財務報告を確保するため、信頼性のある計算書類の作成に必要な組織の構築及び人財の確保・配置を行う。
- ロ. 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減させるため、権限及び職務分掌の明確化並びに関連規程及び関連マニュアル等の整備に取り組む。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- イ. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組み、コンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を隔月開催するとともに、当事業年度は当社グループの社員を対象にして、法令遵守に向けた研修を実施いたしました。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定して意識向上を図るとともに、他者を介せず、匿名で通報できる体制として「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス違反の未然防止にも努めております。

②リスク管理体制、リスク管理に関する取り組み

リスク・コンプライアンス委員会を隔月開催し、当社グループの様々なリスクについて分析・対応を検討するとともに、予見される各リスクに対して、予め定められた各担当部署がそれぞれリスク低減に努めてまいりました。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定して業務上でのリスク対応方法を明確にし、リスクマネジメント体制の強化を図っております。

③子会社における業務の適正の確保

「子会社管理規程」を制定のうえ運用し、子会社における業務の適正を確保する仕組みを定めております。また、「内部監査規程」に基づき、当事業年度は内部監査部における当社内部監査を全拠点、子会社への監査を3社に対し実施いたしました。定期的な内部監査並びに継続的な業務改善指導を行いつつ、監査等委員監査と連携することにより、法令・定款並びに社内規則遵守の更なる運用徹底を図っております。

④監査等委員監査の実効性確保、監査等委員の管理体制

当事業年度は、監査等委員会を15回開催し、取締役会での審議内容につき検証いたしました。また、監査等委員・内部監査部と会計監査人との会合を、四半期毎に開催いたしました。監査等委員はそれぞれ外部機関から情報収集に努めるとともに、常勤監査等委員は子会社の監査役を兼務するなど、グループ内業務監査の実効性確保に努めました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元策を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

将来的には、財政状態及び経営成績等を勘案して、各期の株主に対する利益還元策を決定していく予定であります。内部留保の充実を図り財務体質の強化と事業拡大のための投資等を実施し一層の事業拡大や競争力の維持・強化を目指すことが、株主に対する最大の利益還元策となると考えており、当事業年度においては配当を実施いたしませんでした。当社は今後もグループ全体の業績を向上させることにより、配当実施を含めた検討を行い、株主還元・利益配分を将来にわたり着実に増加させる努力を継続し、株主価値向上を目指します。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大や事業効率化のための投資、優秀な人財の確保や育成投資等の中長期的投資に充当し、企業価値の増大に努める方針です。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,458,737	流 動 負 債	2,937,660
現金及び預金	2,015,669	1年内返済予定の長期借入金	232,892
売掛金	1,281,950	リース債務	11,259
前払費用	138,426	営業未払金	1,675,455
その他の	31,126	未払費用	69,503
貸倒引当金	△8,435	未払法人税等	118,292
固 定 資 産	1,749,610	未払消費税等	130,233
有 形 固 定 資 産	113,123	預り金	264,612
建物	75,362	代理店手数料返金負債	339,700
車両運搬具	9,244	賞与引当金	87,032
工具、器具及び備品	13,497	移転損失引当金	2,117
土地	642	資産除去債務	5,760
リース資産	13,968	その他の	799
その他の	408	固 定 負 債	962,112
無 形 固 定 資 産	1,252,304	長期借入金	956,816
のれん	864,895	リース債務	5,296
ソフトウェア	97,995	負 債 合 計	3,899,772
顧客関連資産	286,835	(純 資 産 の 部)	
その他の	2,578	株 主 資 本	1,238,482
投資その他の資産	384,182	資 本 金	336,364
投資有価証券	378	資 本 剰 余 金	245,848
出資金	31	利 益 剰 余 金	656,481
長期前払費用	19,559	自 己 株 式	△212
長期貸付金	625	その他の包括利益累計額	42,590
敷金及び保証金	112,955	その他有価証券評価差額金	206
繰延税金資産	242,511	為 替 換 算 調 整 勘 定	42,383
その他の	8,621	新 株 予 約 権	27,503
貸倒引当金	△500	純 資 産 合 計	1,308,575
資 産 合 計	5,208,348	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,208,348

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

科 目				金 額	
営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入		8,161,281
営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入		8,018,267
営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入	営 業 外 収 入		143,014
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	195	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	773	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	448	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	2,640	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	1,157	5,215
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用		
支 払 手 数	支 払 手 数	支 払 手 数	支 払 手 数	12,521	
支 払 手 数	支 払 手 数	支 払 手 数	支 払 手 数	1,928	
支 払 手 数	支 払 手 数	支 払 手 数	支 払 手 数	227	14,677
経 常 利 益 失	経 常 利 益 失	経 常 利 益 失	経 常 利 益 失		133,551
移 転 損 失 引 当 金 繰 入 額	移 転 損 失 引 当 金 繰 入 額	移 転 損 失 引 当 金 繰 入 額	移 転 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,117	
移 減 損 失 引 当 金 繰 入 額	移 減 損 失 引 当 金 繰 入 額	移 減 損 失 引 当 金 繰 入 額	移 減 損 失 引 当 金 繰 入 額	5,517	
移 減 損 失 引 当 金 繰 入 額	移 減 損 失 引 当 金 繰 入 額	移 減 損 失 引 当 金 繰 入 額	移 減 損 失 引 当 金 繰 入 額	639	8,274
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		125,277
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	121,052	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	△49,130	71,922
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		53,355
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		53,355

– 19 –

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	336,364	245,848	603,125	△140	1,185,198
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			53,355		53,355
自 己 株 式 の 取 得				△71	△71
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	53,355	△71	53,283
当 期 末 残 高	336,364	245,848	656,481	△212	1,238,482

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	－	24,578	24,578	－	1,209,776
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					53,355
自 己 株 式 の 取 得					△71
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	206	17,805	18,012	27,503	45,515
当 期 変 動 額 合 計	206	17,805	18,012	27,503	98,799
当 期 末 残 高	206	42,383	42,590	27,503	1,308,575

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称
ファイナンシャル・ジャパン株式会社
株式会社保険ショップエージェント
Agent America, Inc.

当連結会計年度より、新たに株式を取得したファイナンシャル・ジャパン株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の決算日は1月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、ファイナンシャル・ジャパン株式会社は10月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上の必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

車両運搬具 2～5年

工具、器具及び備品 2～18年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

a. ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

b. 顧客関連資産

当社及び国内連結子会社が中小保険代理店の事業承継の際に中小保険代理店が管理する保険契約に係る保険代理店としての地位を一括で承継することにより取得した顧客関連資産については、その対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（9年～15年）に基づく定額法を採

用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

移転損失引当金

事務所移転に係る損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、すなわち、保険代理店事業に係る保険会社との契約における当社グループの履行義務を、保険契約の取次を行う義務と、取り次いだ保険契約の保全を行う義務として識別した上で、それぞれが充足されたと認められる時点で収益を認識しております。

これにより、代理店手数料売上高は顧客との契約における履行義務が充足した契約から獲得される、代理店手数料の金額を営業収益として計上しております。なお、保険契約の解約等に伴い発生すると見込まれる代理店手数料の予想返金額については営業収益から控除し、代理店手数料返金負債を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の国内連結子会社は、確定拠出年金制度を導入しております。退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、15年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額 (千円)
のれん (ファイナンシャル・ジャパン株式会社)	864,895

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該のれんはファイナンシャル・ジャパン株式会社を取得した際に生じたものであり、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の事業計画を基礎として決定された株式の取得価額と取得時のファイナンシャル・ジャパン株式会社の純資産の差額を超過収益力として連結貸借対照表に計上しております。なお、当該事業計画の策定においては、将来の代理店手数料売上高の成長率の見積りについて、経営者の判断を伴う主要な仮定を含んでおります。

のれんについては、事業計画の達成状況等を評価することにより減損の兆候を把握しており、当連結会計年度においては減損の兆候はないと判断しております。

当該見積りについては将来の不確実な経済環境の変動等の影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	72,606千円
有形固定資産の減損損失累計額	1,315千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,323,000	—	—	2,323,000
合計	2,323,000	—	—	2,323,000

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務提携等に関連する株式であり、実質価額の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に従業員に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や企業買収等に係る資金調達を目的としたものであります。このうち、一部は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権・長期貸付金・敷金及び保証金について、経営企画本部が主要な取引先の状況を定期的に確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金利の変動リスクについて、定期的に市場金利の状況を把握する事により管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経営企画本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち32.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	378	378	—
(2) 長期貸付金（1年内返済予定のものを含む）	1,068	1,068	0
(3) 敷金及び保証金	112,955	111,468	△1,487
資産計	114,402	112,915	△1,486
(1) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	1,189,708	1,189,708	—
(2) リース債務（1年内返済予定のものを含む）	16,556	16,537	△18
負債計	1,206,264	1,206,245	△18

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業未払金、預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0
出資金	31

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレ

ベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	378	—	—	378
資産計	378	—	—	378

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内返済予定のものを含む)	—	1,068	—	1,068
敷金及び保証金	—	111,468	—	111,468
資産計	—	112,537	—	112,537
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	—	1,189,708	—	1,189,708
リース債務 (1年内返済予定のものを含む)	—	16,537	—	16,537
負債計	—	1,206,245	—	1,206,245

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されていることからレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金 (1年内返済予定のものを含む)

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しております。

リース債務 (1年内返済予定のものを含む)

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

当社及び連結子会社は、保険代理店事業に係る保険会社との契約における保険契約の取次を行うこと及び取り次いだ保険契約の保全を行うことを履行義務として識別しており、それぞれが充足されたと認められる時点で収益を認識しております。それぞれの履行義務は、保険会社がその便益を享受した時点で充足されます。具体的には、当社及び国内連結子会社は、毎月、原則として、保険会社からの入金を確認した上で、保険会社から受領する代理店手数料の明細を基に代理店手数料売上高を計上しております。ただし、入金を確認出来ない場合には、保険会社から受領する代理店手数料の金額の通知を基に代理店手数料売上高を計上しております。なお、保険代理店事業から生じる収益の内訳は、国内事業7,834,164千円、海外事業327,116千円となります。

7. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の発行済株式の100%を取得して同社を子会社化することについて、基本合意書を締結することを決議し、同日付にて基本合意書を締結いたしました。また、2024年3月28日付で株式譲渡契約を締結し、2024年4月1日付で同社株式を取得して子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ファイナンシャル・ジャパン株式会社

事業の内容 保険募集業務、銀行代理業務、金融仲介業務、各種コンサルティング業

②企業結合を行った主な理由

ファイナンシャル・ジャパン株式会社は、2013年の創立以来、独自の戦略と企業文化により生命保険を主軸とする総合保険代理店として着実な成長を遂げております。今回の株式取得により、損害保険及び海外保険事業の基盤がある当社と一つのグループとして事業を展開することで、生命保険・損害保険・海外保険ブローカーの3つの主軸を有する企業グループとなり、保険業界において確固たる地位を築くことが可能になると考えています。グループ全体での事業シナジー、ノウハウの共有等を促進することで、マーケットの更なる拡大や収益力の向上を図り、シナジー効果を最大限に発揮することが可能になると判断し、この度同社の全株式を取得し子会社化することといたしました。

③企業結合日

2024年4月30日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年5月1日から2024年10月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,100,000千円
取得原価		1,100,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等	20,453千円
-----------	----------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

894,719千円

②発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,850,276千円
固定資産	309,391千円
資産合計	2,159,667千円
流動負債	1,922,603千円
固定負債	31,783千円
負債合計	1,954,386千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

営業収益	3,983,798千円
営業利益	385千円

(概算額の算定方法)

企業結合日が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の企業結合日まで(2023年11月1日から2024年4月30日まで)の被取得企業の営業収益及び損益情報を基礎として影響の概算額を算定しています。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の期首に発生したものととして、影響の概算額を算定しています。

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	551円51銭
1株当たり当期純利益	22円97銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(単独株式移転による持株会社への移行)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、2025年3月27日開催予定の当社定時株主総会における承認等の所定の手続きを経た上で、2025年7月1日(予定)を効力発生日とする当社の単独株式移転(以下「本株式移転」といいます。)により、持株会社(完全親会社)である「株式会社エージェントIGホールディングス」(以下「持株会社」といいます。)を設立することを決議いたしました。

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景・目的

当社は、「お客様の利益創出に最善を尽くす」という企業理念のもと、損害保険中心の保険代理店として、これまで593件の損害保険代理店のM&A及び事業承継を行い、規模を拡大してまいりました。また、子会社であるAgent America, Inc. は、世界最大の保険マーケットを有する米国において、4拠点を構え、米国においても保険ブローカーのM&A及び事業承継を推進しております。

2024年4月には、生命保険を主軸とする総合保険代理店を営むファイナンシャル・ジャパン株式会社の全株式を取得し、生命保険・損害保険・海外保険ブローカーの3つの主軸を有する企業グループとなり、大きな業界再編の流れに直面している保険業界において、確固たる地位を築くべく、盤石な経営体制の構築、マーケットの拡大、そして利益率の高いイノベティブな組織への変革を推進しております。

また、重要な成長戦略の一つとして「テクノロジーの活用」を掲げ、2025年1月には、システム開発領域において30年以上に渡る実績と高い技術力を有する株式会社コスモアビリティを子会社化し、デジタルを活用したお客様の利便性向上にも取り組んでおります。

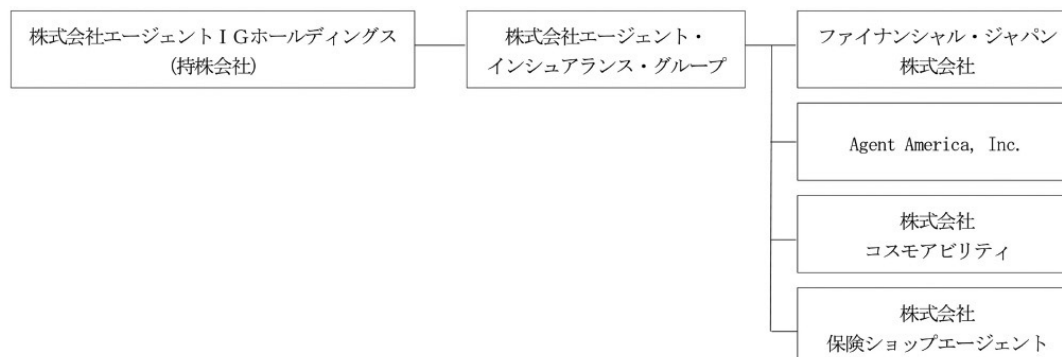
上記のような事業展開を踏まえて、今後はより機動的かつ戦略的にM&A及び事業承継を行い、迅速な意思決定のもと持続的成長と企業価値向上を実現できる企業体制へと進化を遂げる必要があると考え、持株会社体制へ移行することが適切であると判断いたしました。

2. 持株会社体制への移行手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

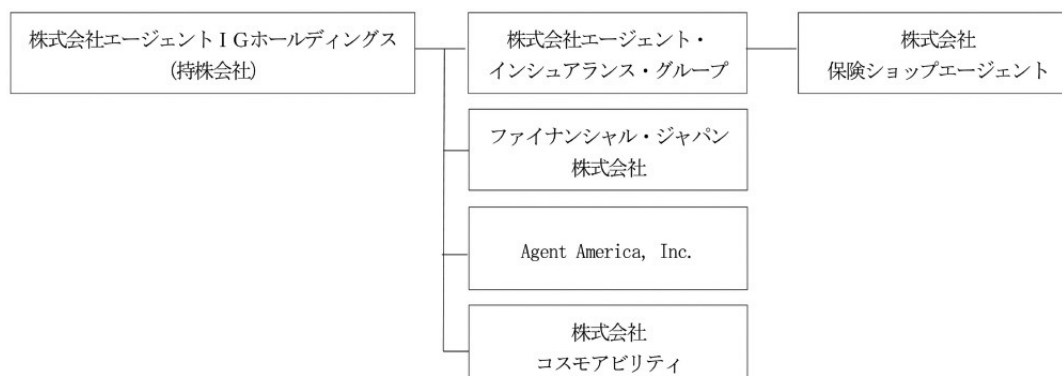
(1) ステップ1：単独株式移転による持株会社の設立

2025年7月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。



(2) ステップ2：持株会社設立後のグループ会社の再編

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行を完了するため、当社の子会社を持株会社が直接保有する子会社として再編する予定です。なお、かかる再編の具体的な内容及び時期につきましては、決定次第お知らせいたします。



3. 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

（1）本株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

（2）本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会 社 名	株式会社エーエージェント I G ホールディングス (完全親会社)	株式会社エーエージェント・ インシュアランス・グループ (完全子会社)
株 式 移 転 比 率	1	1

①株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式 1 株につき設立する持株会社の普通株式 1 株を割当交付いたします。

②単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1 単元の株式数を100株といたします。

③本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式2,322,848株（予定）

上記新株式数は当社の発行済株式総数2,323,000株（2024年12月31日時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

なお、当社は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が2024年12月31日時点で保有する自己株式である普通株式152株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

また、当社の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、自己株式数が変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

（3）本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している新株予約権については、当該新株予約権の保有者に対し、その有する当社新株予約権に代えて、当社の新株予約権と同等の内容の持株会社新株予約権を交付し、割り当てる方針です。

なお、当社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

（4）本株式移転の日程

定 時 株 主 総 会 基 準 日	2024年12月31日
株 式 移 転 計 画 承 認 取 締 役 会	2025年2月14日
株 式 移 転 計 画 承 認 定 時 株 主 総 会	2025年3月27日（予定）
当 社 株 式 上 場 廃 止 日	2025年6月27日（予定）
持 株 会 社 設 立 登 記 日（効力発生日）	2025年7月1日（予定）
持 株 会 社 上 場 日	2025年7月1日（予定）

4. 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

（1）株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社 1 社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様の不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式 1 株に対して持株会社の普通株式 1 株を割り当てることといたします。

（2）第三者算定機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記（1）の理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

(3) 持株会社の上場申請に関する事項

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、名古屋証券取引所メイン市場への新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は2025年7月1日を予定しております。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、2025年6月27日に名古屋証券取引所メイン市場を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止日につきましては、名古屋証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

5. 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商 号	株式会社エーエージェント I Gホールディングス
(2) 本 店 の 所 在 地	東京都新宿区市谷本村町3番29号
(3) 代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 一戸 敏
(4) 資 本 金 の 額	50百万円
(5) 純 資 産 の 額	未定
(6) 総 資 産 の 額	未定
(7) 事 業 の 内 容	グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務

6. 会計処理の概要

本株式移転は、企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。なお、本株式移転によるのれんは発生しない見込みです。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	967,110	流 動 負 債	619,952
現金及び預金	549,775	1年内返済予定の長期借入金	218,600
売掛金	350,090	営業未払金	217,431
前払費用	49,011	未払費用	39,919
その他	18,231	未払法人税等	32,520
固 定 資 産	1,598,694	未払消費税等	43,586
有形固定資産	50,855	預り金	21,928
建物	40,460	代理店手数料返金負債	42,484
車両運搬具	8,893	移転損失引当金	280
工具、器具及び備品	858	その他	3,201
土地	642	固 定 負 債	944,950
無形固定資産	261,986	長期借入金	944,950
ソフトウェア	87,759	負 債 合 計	1,564,902
顧客関連資産	171,648	(純 資 産 の 部)	
リース資産	2,184	株 主 資 本	973,192
その他	394	資 本 金	336,364
投資その他の資産	1,285,853	資 本 剰 余 金	245,848
投資有価証券	378	資本準備金	245,848
関係会社株式	1,190,358	利 益 剰 余 金	391,191
出資金	20	その他利益剰余金	391,191
長期前払費用	19,048	繰越利益剰余金	391,191
長期貸付金	625	自 己 株 式	△212
敷金及び保証金	36,310	評価・換算差額等	206
繰延税金資産	30,998	その他有価証券評価差額金	206
その他	8,612	新 株 予 約 権	27,503
貸倒引当金	△500	純 資 産 合 計	1,000,902
資 産 合 計	2,565,804	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,565,804

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額							
営	業	収	益			3,324,056						
営	業	費	用			3,270,755						
営	業	利	益			53,300						
営	業	外	収	益								
	受	取	利	息	61							
	受	取	配	当	金	773						
	業	務	受	託	料	26,416						
	そ		の	他		523						
営	業	外	費	用								
	支	払	利	息	11,344							
	支	払	手	数	料	1,928						
	そ		の	他		220						
経	常	利	益			67,582						
特	別	損	失									
	減	損	損	失	5,517							
	そ		の	他	619	6,136						
税	引	前	当	期	純	利	益	61,446				
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	33,162
法	人	税	等	調	整	額	△3,724		29,438			
当	期	純	利	益					32,007			

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	336,364	245,848	245,848	359,183	359,183	△140	941,256
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				32,007	32,007		32,007
自 己 株 式 の 取 得						△71	△71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	32,007	32,007	△71	31,935
当 期 末 残 高	336,364	245,848	245,848	391,191	391,191	△212	973,192

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 合		
当 期 首 残 高	－	－	－	941,256
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				32,007
自 己 株 式 の 取 得				△71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	206	206	27,503	27,709
当 期 変 動 額 合 計	206	206	27,503	59,645
当 期 末 残 高	206	206	27,503	1,000,902

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。（ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しています。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

車両運搬具 2～5年

工具、器具及び備品 2～10年

・無形固定資産（リース資産を除く）

① ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

② 顧客関連資産

当社が中小保険代理店の事業承継の際に中小保険代理店が管理する保険契約に係る保険代理店としての地位を一括で承継することにより取得した顧客関連資産については、その対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（9年～15年）に基づく定額法を採用しております。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・移転損失引当金

事務所移転に係る損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、すなわち、保険代理店事業に係る保険会社との契約における当社の履行義務を、保険契約の取次を行う義務と、取り次いだ保険契約の保全を行う義務として識別した上で、それぞれが充足されたと認められる時点で収益を認識しております。

これにより、代理店手数料売上高は顧客との契約における履行義務が充足した契約から獲得される、代理店手数料の金額を営業収益として計上しております。なお、保険契約の解約等に伴い発生すると見込まれる代理店手数料の予想返金額については営業収益から控除し、代理店手数料返金負債を計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額 (千円)
関係会社株式 (ファイナンシャル・ジャパン株式会社)	1,120,453

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式であるファイナンシャル・ジャパン株式会社の株式は市場価格のない株式等であり、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の事業計画を基礎として決定された株式の取得価額をもって貸借対照表計上額としております。なお、当該事業計画の策定においては、将来の代理店手数料売上高の成長率の見積りについて、経営者の判断を伴う主要な仮定を含んでおります。

当該株式の超過収益力を含む実質価額が取得価額と比べて著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合に減損処理を行うこととしております。

当事業年度においては、当該株式の超過収益力を含む実質価額が著しく低下していないため、評価損を認識しておりません。

当該見積りについては将来の不確実な経済環境の変動等の影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額	50,281千円
有形固定資産の減損損失累計額	1,315千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,464千円
--------	---------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	21,813千円
営業取引以外の取引による取引高	26,400千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首株式数（株）	当 事 業 年 度 増加株式数（株）	当 事 業 年 度 減少株式数（株）	当 事 業 年 度 末 株 式 数 （ 株 ）
自 己 株 式				
普 通 株 式	104	48	－	152
合 計	104	48	－	152

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加48株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

代理店手数料返金負債	13,008千円
未払事業税	3,944千円
一括償却資産	453千円
資産除去債務	10,816千円
その他	3,617千円
繰延税金資産小計	31,840千円
評価性引当額	△842千円
繰延税金資産合計	30,998千円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%
株式報酬費用	13.7%
住民税均等割	8.6%
賃上げ促進税制による税額控除	△8.7%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 （被所有）割合 （%）	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 （千円）	科 目	期 末 残 高 （千円）
子 会 社	株式会社保険ショップエージェント	（所有） 直接 100.0	役員の兼任、従業員 の兼務・出向等	経営管理、運営管理 に係る業務	26,400	未 収 入 金 立 替 金	2,420 32
子 会 社	ファイナンシャル・ジャパン株式会社	（所有） 直接 100.0	債務被保証	当社銀行借入に対する 債務被保証	803,550	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）経営管理、運営管理に係る業務については、役務提供に対する費用等を勘案し決定しております。
債務被保証については、保証料の支払は行っておりません。

8. 収益認識に関する注記

連結注記表の「6. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	419円05銭
1株当たり当期純利益	13円78銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(単独株式移転による持株会社への移行)

連結注記表の「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 山 卓 弥

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エージェント・インシュアランス・グループの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 山 卓 弥

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エージェント・インシュアランス・グループの2024年1月1日から2024年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「第24期監査等委員会監査方針・監査計画」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携し、情報の収集及び監査の環境整備に努め、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等の決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を求め、並びに子会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役)	長 島 芳 明 ㊞
監 査 等 委 員 (社外取締役)	橘 内 進 ㊞
監 査 等 委 員 (社外取締役)	二 木 洋 美 ㊞

(注) 1. 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上